

## 組織犯罪処罰法に共謀罪を新設した改正法の再審議を求める意見書

「共謀罪」の創設は、日本弁護士会など法曹界の専門家が、国民の「思想・信条の自由」を奪うもので憲法が保障する基本的人権をないがしろにした悪法であると言明している。

この組織犯罪処罰法改正法は、衆議院、参議院で可決成立したが、法の内容もさることながら、衆議院と参議院で可決成立するまでの議論経過に強く抗議するものである。

政府が提案した共謀罪は、具体的な犯罪の実行があり、被害があらわれて初めて処罰対象になるという「近代刑法の原則」から根本的に逸脱している。

このような市民生活の根本に強く影響する重要法案の提案に際しては、法案の審議時間を十分に確保し、議会と国民に十分な説明を行うことは提案者に課せられた責務であるが、今回の共謀罪提案に際して政府が行った説明は極めて不十分であった。特に、提案責任者である金田法務大臣の答弁が曖昧で、立法事実の説明さえ不明確であった。

政府・与党は「犯罪の防止に関する国際連合条約」を批准するために共謀罪の立法化が必要だと主張したが、この論理は破綻している。

「共謀罪」の創設は、平成12年(2000年)11月に国連総会で採択され、「犯罪の防止に関する国際連合条約」を批准するための措置であるとされているが、現在177カ国がこの条約を批准しており、多くの国は新たに共謀罪を創設せずに批准している。日本は署名したものの、共謀罪の創設にこだわるあまり、いまだに批准していないのが現状である。

また、この法案は、過去に3度も国会提出されて何れも国民の強い反対により繰り返し廃案になったもので、提案当初にはテロ対策が立法事実ではなかった。

「共謀罪」は、「未遂罪」や「予備罪」とは、まるで異なり、犯罪の実行に着手したが、結果的に遂げられなかったものが「未遂罪」で、計画した殺人に使用する目的で凶器を購入することなどが「予備罪」である。これらはすでに法的に整備されている。共謀罪とは、「未遂」以前の、そのまた「予備」以前の、「話し合っただけで合意したとみなされる段階」で裁くことを可能にするものである。

戦前の治安維持法は、特定の思想を持った結社や、そうした組織への加入を処罰することを主な目的としたもので、そこに、話し合いを処罰する「協議罪」を設けて組織加入などの実行行為以前からの取り締まりが可能となり、その結果、この「協議罪」で、全国で数十万人が逮捕、拘留された。

今回の共謀罪では、「共謀段階」から裁くためには、「共謀しているかどうか」を判断するため、捜査機関は捜査対象者の日常的な会話やメール内容等を把握する必要があり、国家による国民の監視、盗聴法の拡大、密告の奨励も同時並行で進められることになる。

今回の共謀罪は、秘密保護法や安保関連法のように、世論の反対を押し切り、少数派の意見を尊重せず、自民・公明両与党が「数の暴力」で強行採決したものである。特に、参議院では法務委員会の審議を拒否し、本会議で中間報告を実施するという暴挙を行ったことは言語道断である。

このような国会運営は断じて容認することはできない。よって、政府に対して以下の取組を求める。

- 1 直ちに、臨時国会を開催し、組織犯罪処罰法改正法の審議を再開すること。
- 2 組織犯罪処罰法改正法の立法事実を国会と国民にあらためて詳細に説明し、国民の納得の上に法を整備するという民主主義の原点を踏まえた国会運営に徹すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月30日

広島県庄原市議会